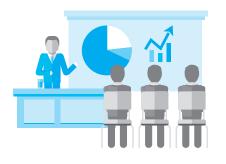
会議報告





国際監査·保証基準審議会(IAASB)会議報告

(2024年9月会議)

国際監査・保証基準審議会 ボードメンバー

甲斐幸子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2024年9月16日から20日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、日本公認会計士協会 (The Japanese Institute of Certified Public Accountants: JICPA) より 甲斐幸子 (ボードメンバー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	サステナビリティ報 告の保証	基準の最終 化承認	 ISSA5000¹が全会一致 で承認された。
2.	継続企業(ISA570 (改訂) ²)	基準の最終 化に向けた 検討	公開草案に対して受領したコメントの中から、特定の論点について検討が行われた。 基準の最終化承認を2024年12月に予定している。
3.	不正(ISA240³)	基準の最終 化に向けた 検討	 公開草案に対して受領したコメントの中から、特定の論点について検討が行われた。 基準の最終化承認を2025年3月に予定している。
4.	上場企業(Listed Entity ⁴)及び社 会的影響度の高い 事業体(Public Interest Entity: PIE)	化に向けた	 プロジェクトのトラック2⁵について、公開草案に寄せられたコメントを議論した。 なお、トラック1については2023年6月に最終化が承認され、改訂された基準が2023年10月に公表されている。

5.	テクノロジー	テクノロジー・	• テクノロジー・ポジション
		ポジションの	についてボードメンバー 1
		承認及び予	名の反対を除いた賛成によ
		備的ギャッ	り承認された。
		プ分析の実	• 予備的ギャップ分析につ
		施	いて検討が行われた。
6.	監査証拠及びリス	プロジェクト・	• プロジェクト・プロポーザ
	ク対応	プロポーザ	ルの草案について検討が行
		ルの承認に	われた。
		向けた検討	• プロジェクト・プロポーザ
			ルの承認を2024年12月に
			予定している。

基準の最終化承認ーサステナビリティ報告の 保証

昨今、ESG情報を含むサステナビリティ情報の開示が進むにつれ、サステナビリティ情報に対する保証について、ステークホルダーのニーズも急速に高まっている。こうした状況を受け、IAASBは2021年12月会議から、サステナビリティ報告の保証に関する情報収集及び調査活動を開始し、サステナビリティ報告に対する包括的な保証基準(ISSA5000)を開発するためのプロジェクト・プロポーザルが2022年9月に承認された。その後、2023年6月に公開草案が公開され(コメント期限:2023年12月)、146通のコメントを受領した。

今回の会議では、残されていた論点について議論が行われた上で、基準最終化の承認審議が行われ、ボードメンバー全員の一致によって承認された。ISSA5000は、2024年11月12日に、公益監視委員会(Public Interest Oversight Board: PIOB)によるデュープロセスの承認を受け、同日に公表されている。以下では、公開草案後、基準の最終化までの議論の過程で

行われた重要な変更の主な内容について、概要を説明する。

(1) 基準の対象範囲

公開草案では、ISAE34106との関係について、業務実施者が 温室効果ガス報告(greenhouse gas statement)に対して 別個の結論を表明する場合にはISAE3410が適用され、それ以 外の全てのサステナビリティ情報の保証業務にISSA5000が適 用されることになっていた(公開草案、第2項)。

最終化された基準では、温室効果ガス報告に対して別個の結 論を表明するか否かにかかわらず、サステナビリティ情報に対する 全ての保証業務に対して、ISSA5000が適用されることに変更 されている(第8項⁷)。

(2) 職業倫理規程及びISQM®の遵守

公開草案では、職業倫理規程と品質マネジメント基準に関して、 それぞれ、IESBA Code、ISQM19に従うか、又はそれらを「少 なくとも満たす(at least as demanding)」その他の職業専 門家の要求事項や法令等の要求事項に従うことを前提としていた (公開草案、第5項、第17項(nn)、第29項)。

最終化された基準では、基本的な考え方は公開草案と同じも のの、「少なくとも満たす」かどうかの評価を行うのは適切な権限 を有する機関(appropriate authority)であることが明瞭化 されている(第30項、第34項)。また、適用指針において、適切な 権限を有する機関とは、各国の基準設定主体、規制当局、監査 や保証若しくは関連する倫理の規定に責任を有する監督機関、 又は公的機関が認めた指定認定機関であることが考えられる旨 が説明されている(A63項、A74項)。

(3) 限定的保証と合理的保証

公開草案では、限定的保証又は合理的保証のいずれか一方 のみに適用される要求事項は、項番号の後に「L」(限定的保証) 又は「R」(合理的保証)を付し、また関連する要求事項は表で比 較する形式で記載されていた。

最終化された基準では、上記の形式に変更はないが、両者の 差異や、限定的保証において最低限実施することが求められる 内容をより明確にするための変更が行われている。例えば、以下 の変更が行われている。

- 内部統制システムの構成要素の理解
 - ▶ 公開草案では、合理的保証の場合、企業の内部統制シス テムの5つの構成要素の理解が求められていた一方で、限 定的保証の場合、①統制環境、②企業のリスク評価プロセ スの結果、③情報システムと伝達の理解が求められていた (公開草案、第102L項及び第102R項)。 最終化された基 準では、限定的保証の場合、①から③に加え、内部統制シス

テムを監視する企業のプロセスの結果の理解が求められて いる(第113L項)。

- ▶ 最終化された基準では、内部統制システムの構成要素の 理解のための手続は、合理的保証の場合、質問及びその他 の手続によって行うことが求められるのに対し、限定的保証 の場合、質問によって行うことが求められることが明示されて いる(第113L項及び第113R項)。
- 重要な虚偽表示リスクの評価
 - ▶ 公開草案では、合理的保証の場合、アサーション・レベル での重要な虚偽表示リスクの識別及び評価が求められてい た一方で、限定的保証の場合、重要な虚偽表示が生じやす い開示情報を識別することが求められていた(公開草案、第 110L項及び第110R項)。
 - ▶ 最終化された基準では、限定的保証の場合、開示情報レ ベルでの重要な虚偽表示リスクの識別及び評価が求められ ている(第122L項)。
- リスク対応手続(リスク評価の修正及び追加手続)
- ▶ 公開草案では、リスク評価(限定的保証の場合、重要な虚 偽表示が生じやすい開示情報の識別)の際に入手した監査 証拠と矛盾する新しい情報を入手した場合、限定的保証及 び合理的保証のいずれの場合も、必要に応じて当初のリス ク評価(限定的保証の場合、重要な虚偽表示が生じやすい 開示情報の識別)を見直すことが求められていた(公開草 案、第112L項及び第112R項)。加えて、限定的保証の場 合、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がある可能性が ある事項に気付いた場合、追加手続を行うことが求められて いた(公開草案、第133L項)。
- ▶ 最終化された基準では、リスク評価の見直しに関する要求 事項は合理的保証の場合のみに変更されている(第147R 項)。限定的保証の場合における追加手続に関する要求事 項は変更されていない(第148L項)。

(4) 企業のマテリアリティプロセス

公開草案では、企業のマテリアリティプロセスに関する要求事 項は設定されておらず、適用指針においてその概念が説明されて いた。

最終化された基準では、序説で、企業がサステナビリティ情報 で報告すべきサステナビリティ事項や報告境界を決定するために 適用するプロセスを「報告すべきサステナビリティ情報を識別する ための企業のプロセス」と呼ぶことが説明されている(第4項)。 加えて、以下の要求事項が設定されている。

保証業務契約の新規の締結及び更新の段階で、保証業務

の前提条件を満たしているかを判断する際に、報告すべきサス テナビリティ情報を識別するための企業のプロセスがあるかど うか検討すること(第76項(a))

• 企業の内部統制システムの構成要素である情報システムと 伝達を理解する際に、報告すべきサステナビリティ情報を識別 するための企業のプロセスを理解すること(第117項(a))

加えて、保証業務実施者は、報告すべきサステナビリティ情報 を識別するための企業のプロセスについて保証業務全体を通じ て考慮することを示すため、付録2で関連する要求事項を説明 している。

(5) ダブル・マテリアリティ

公開草案では、サステナビリティ報告の枠組みにおいて、企業 に対しダブル・マテリアリティの適用が求められている場合に関す る要求事項は設定されていなかった。

最終化された基準では、要求事項が設定され、サステナビリティ 報告の枠組みにおいて企業に対しサステナビリティ情報の作成に 際して財務的マテリアリティとインパクトマテリアリティの双方を適 用することが求められている場合、業務実施者は、重要性の考慮 又は決定の際に、財務的マテリアリティとインパクトマテリアリティ の双方を考慮することが求められ(第99項)、関連する適用指針 が追加されている(A306項)。

(6) グループサステナビリティ保証業務

公開草案では、ISSA5000は包括的な基準であることを考慮 し、グループサステナビリティ保証に関する詳細な規定は含められ ていなかった。

最終化された基準では、例えば、以下の定義や要求事項等が 追加されている。

- 定義の追加(構成単位、構成単位の業務実施者、グループ、 グループサステナビリティ保証業務、グループサステナビリティ 情報)(第18項)
 - ▶ 「構成単位 | は、「サステナビリティ保証業務の計画及び実 施を目的として、業務実施者により決定される、報告境界内 にある企業、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの 組合せをいう」と定義されている。また、適用指針において、 グループ財務諸表に含めることが求められる企業等を「グ ループ構成単位」と呼び、グループ財務諸表に含まれない が、サステナビリティ情報作成のための報告の枠組みに従っ て、報告企業のバリューチェーン内にありサステナビリティ情 報に含めることが求められる他の企業のことを「バリュー チェーン構成単位」と呼ぶことが説明されている(A17項)。
 - ▶ 「構成単位の業務実施者」の定義では、以下が説明され

ている。

- ♦ サステナビリティ保証業務の目的で構成単位に関連す る保証の作業を実施する事務所(該当する場合、事務所 に所属する個人を含む。)であり、業務実施者が、当該事 務所の作業に十分かつ適切な関与ができる場合におけ る、当該事務所をいう。
- ◆ 構成単位の業務実施者は、業務チームの一員である。
- 要求事項の追加
- ▶ グループサステナビリティ保証業務の基本的な方針及び 業務計画を策定する際に、業務実施者は、どのサステナビリ ティ情報に対して作業を行うか、保証業務の実施に必要な 資源(構成単位の保証業務実施者を含む。)、及び他の業 務実施者を利用するかについて判断することが要求されて いる(第96項)。
- ▶ グループサステナビリティ情報の集約プロセス(aggregation process)から生じる、評価した重要な虚偽表示リスク に対応するリスク対応手続を立案して実施することが要求さ れている(第151L項、第151R項)。

(7) 他の業務実施者

公開草案には、「他の業務実施者(another practitioner)」を利用する場合の要求事項と適用指針が含められていた が、他の業務実施者の定義は設けられていなかった。

最終化された基準では、他の業務実施者の定義が設けられ、 「業務実施者が所属する事務所以外の事務所(該当する場合、 事務所に所属する個人を含む。)が実施した作業を、業務実施者 がサステナビリティ保証業務において利用することを予定している が、その作業に十分かつ適切に関与できない場合における、当該 他の事務所をいう。」と定義付けられている。加えて、以下が説明 されている(第18項)。

- 他の業務実施者の作業は、業務実施者のサステナビリティ 保証業務とは別の業務のために実施されている。
- 他の業務実施者は、サステナビリティ保証業務に対する手続 を実施する者ではないため、業務チームの一員ではない。また、 他の業務実施者は、業務実施者の専門家ではない。

また、業務実施者は、グループ構成単位のサステナビリティ情 報に対する作業が実施される場合、通常その作業に十分かつ適 切に関与できると推定され(A104項)、よって、グループ構成単 位に対する作業を実施する者は他の業務実施者ではなく、構成 単位の業務実施者であると推定されることが示されている。ただ し、グループ構成単位に対して他の事務所10により別の業務が行 われ、当該業務が既に完了しており、当該完了した業務を利用す る場合には、業務実施者は、当該他の事務所の作業に十分かつ 適切な関与ができないことから、他の業務実施者に関する要求 事項が適用されることが説明されている。また、この場合、翌年 度にも同じ業務を利用する場合には、当該他の事務所を構成単 位の業務実施者として利用することが検討可能となるであろうこ とが説明されている(A105項)。

(8) 財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務実施者の間のコミュニケーション

公開草案では、財務諸表監査人とサステナビリティ保証業務 実施者の間のコミュニケーションに関する要求事項は含まれてい なかった。

最終化された基準では、業務実施者は、監査の対象となった 財務諸表がサステナビリティ保証業務におけるその他の記載内 容に含まれる場合で、財務諸表とサステナビリティ情報の間に重 要な相違があると思われる場合、又は財務諸表に重要な誤りが あると思われることに気付いた場合には、法令等で禁止されてい ない限り、財務諸表監査人にその旨のコミュニケーションを行うこ とが要求されている(第174項)。加えて、適用指針において、保 証業務全体を通じて、財務諸表監査人と適宜コミュニケーション を行うことが有益な場合があること等が説明されている(A220 項、A279項)。

(9) 将来予測情報

公開草案では、重要な虚偽表示リスクへの対応に関連する規 定において、見積りと将来予測情報が合わせて扱われていた。

最終化された基準においても、基本的に見積りと将来予測情報は合わせて扱われているが、両者では異なる側面もあることから、例えば、以下が変更されている。

- 合理的保証業務における、経営者の見積り又は将来予測情報を評価するための見積額又は許容範囲の設定は、見積りに対してのみ適用される要求事項へと変更された(第146R項(b)(ii))。
- 適用指針において、適用される規準に従って、将来の戦略、 目標又は意思といった将来予測情報の開示が求められている 場合、業務実施者は、戦略、目標又は意思が達成されるかどう かに関する証拠を入手することや結論を出すことは要求されて いないことが明記されている(A452項)。
- 要求事項において、保証報告書の「サステナビリティ情報作成における固有の限界」区分の記載には、将来情報に関する固有の限界が含まれることが明示され(第190項(g))、適用指針において、記載する文章の例が説明されている(A560項)。

(10) 不正(経営者による内部統制を無効化するリスク)

公開草案では、経営者による内部統制を無効化するリスクに対応する要求事項は扱われていなかった。

最終化された基準では、合理的保証業務に関して要求事項が 追加され、業務実施者は、経営者による内部統制を無効化するリ スクを、不正による重要な虚偽表示リスクであり、それゆえリスク の重要度が最も高い領域に存在する重要な虚偽表示リスクとし て扱わなければならない旨が記載されている(第123R項)。加え て、経営者による内部統制を無効化するリスクに対応するために 求められる手続が記載されている(第150R項)。

(11) 今後の予定

ISSA5000の適用日は、(a)2026年12月15日以降開始する期間に対するサステナビリティ情報、又は(b)2026年12月15日以降の特定の日時点におけるサステナビリティ情報に関する保証業務から適用されるとされ、また、早期適用が認められている(第15項)。今後、2025年1月に、適用ガイド等が公表される予定である。

2 基準の最終化に向けた検討ー継続企業

近年の世界各地で生じた企業の倒産及び不祥事、並びに、戦争及びパンデミックによって、継続企業の前提に関する人々の関心が高まり、一部の国では独自の対応が進められている。このような背景から、IAASBは2022年3月会議においてプロジェクト・プロポーザルを承認し、その後、2023年4月に公開草案が公開され(コメント期限:2023年8月)、78通のコメントを受領した。

今回の会議では、公開草案に対して受領したコメントを受けて 修正した基準の改訂案(以下「改訂案」という。)が提示され、前 回までのボード会議で議論していなかった特定のテーマを中心に 検討が行われた。

(1) 上場企業の監査における、監査報告書に関する 追加の要求事項

前回のボード会議で提示された改訂案では、上場企業の財務 諸表の監査に関しては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさ せるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められ ないと結論付ける際に、経営者の重要な判断が行われている場 合には、監査報告書の「継続企業」区分に、①継続企業の前提 に関する監査人の結論に相当する記載、②関連する財務諸表に おける注記への参照、③監査人が、継続企業の前提に関する経 営者の評価をどのように評価したのかの説明を含めることが求め られていた。前回のボード会議において、JICPA代表からは、例 えば日本のように、各国の開示制度によっては財務諸表における 注記が求められない場合もあるため、②については、公開草案と 同様に、関連する注記が行われている場合のみ当該注記への参 照が求められるように再考が必要とのコメントを行っていた11。

今回のボード会議で、タスクフォースからは、以下を理由に、変 更は行わないことが説明された。

- 関連する注記が行われている場合のみ参照することを求め た場合、重要な不確実性は認められないと結論付ける際に経 営者の重要な判断が行われているにもかかわらず、経営者が 財務諸表において適切な開示を行うことは任意であることを監 査基準が示していると解釈される可能性がある。
- 適用される財務報告の枠組みが適正表示の枠組みの場合 において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論 付けたときには、監査人は、改訂案の第31項に従って、財務報 告の枠組みで具体的に要求されていなくても、適正表示を達 成するために追加の開示が必要かどうかを評価することが求め られる。

IICPA代表からは、タスクフォースの主張は理解したものの、 改訂案は、各国の法令や財務報告の枠組みによっては重要な意 味を持ち、また、第31項の解釈にも関連するため、最終化された 基準と一緒に公表されるBasis for Conclusionsにおいて、背 景を丁寧に説明する必要性があるとのコメントを行った。

(2) 今後の予定

基準の最終化承認を2024年12月に予定している。

基準の最終化に向けた検討一不正

近年、様々な大型会計不正事件が起こったことから、一部の国 では財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責 任についても疑問が呈され、独自の対応が進められている。この ような背景から、IAASBは2021年12月会議において、ISA240 及び関連する他の基準の改訂に関するプロジェクト・プロポーザ ルを承認した。その後、2024年2月に公開草案が公開され(コ メント期限:2024年6月)、89通のコメントを受領した。

今回の会議では、公開草案に対して受領したコメントのうち、以 下を含めた特定のテーマを中心に検討が行われた。

(1) 不正の申立て(allegations of fraud)

公開草案では、序説において、監査中に監査人が気付いた不 正の申立ては、不正の疑いに含まれることが明記され(第7項)、

関連する適用指針において、監査人は、不正の疑いに対処するた め、第55項から第59項に従って、不正又は不正の疑いに対する 監査手続を実施することが説明されている(A10項)。公開草案 に対して、不正の申立ては不正の疑いに含まれることに対しては 同意のコメントが多かった。一方で、全ての不正の申立てについ て、要求事項で求められている不正の疑いに対する手続を実施 することは実務的な課題があるとのコメントがあった。そこで、タス クフォースから、以下の2つの代替案が提示され、タスクフォース は代替案2が適切と考えていることが説明された。これに対して、 多くのボードメンバーも代替案2を支持した。

- 代替案 1:序説及び適用指針における、監査人が気付いた 不正の申立ては不正の疑いに含まれるという記述を削除する。
- 代替案2:序説及び適用指針における、監査人が気付いた 不正の申立ては全て不正の疑いに含まれるというアプローチは 変更しない。ただし、第56項から第59項の適用対象を見直し、 第55項に従って不正の疑いについて理解した結果、監査人が 明らかに些末と判断したもの以外の不正の疑いに対してのみ、 第56項から59項が適用されることに変更する。

(2) 監査報告書における透明性の確保(不正に関連す る監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM))

不正に関連する監査上の主要な検討事項に関する規定に関 連して、タスクフォースから、公開草案に対するコメントを受けて、 以下を変更することが提案された。これに対して、多くのボードメ ンバーも賛成だった。

- 公開草案では、報告すべき不正に関連する監査上の主要な 検討事項はないと判断した場合には、「監査上の主要な検討 事項区分」にその旨を記載することが求められていたが、当該 要求事項は削除する。
- 公開草案では、監査報告書における監査上の主要な検討事 項区分の見出しを変更し、「監査上の主要な検討事項(不正に 関連する事項を含む。)」(筆者注:下線部分を追加)とすること が求められていたが、当該変更は行わない。

(3) 今後の予定

基準の最終化承認を2025年3月に予定している。

基準の最終化に向けた検討-上場企業及び PIE

IESBAは、2021年12月に、上場企業及びPIEの定義の変更 に関する、IESBA Codeの改訂(以下「改訂版IESBA Code」 という。)を最終承認した。IAASBは、2024年 1 月にトラック 2

に関する公開草案(以下「トラック 2 公開草案」という。)を公表し (コメント期限: 2024年4月)、46通のコメントレターを受領した。 今回の会議では、公開草案に対して受領したコメントについて検 討が行われた。

(1) PIEとして取り扱うべき事業体の決定における、 IAASBの提案と改訂版IESBA Codeの乖離の可 能性

トラック 2 公開草案では、ISQM 1 及びISA200¹²に、改訂版 IESBA Codeの定義に基づくPIEの定義を含めることが提案されていた。この結果、ISA遵守を表明する会計事務所等は、各国の法令等によるPIEの定義がIAASBの基準におけるPIEの定義と一致していない場合でも、IAASBの定義でPIEに含めることが求められるカテゴリに所属する企業をPIEとして扱うことが求められる。

一方で、トラック 2 公開草案の公表後、2024年 3 月に開催されたIESBAボード会議で、各国の法令等において、PIEの定義が存在しない場合、及び改訂版IESBA CodeでPIEの定義に含めることが求められるカテゴリの一部を除外している場合における、解釈の明瞭化が議論された。議論の結果、IESBAから、会計事務所等によるIESBA Codeの遵守とは、第一に各国の法令等を遵守することを意味するとの解釈が示された。したがって、例えば、各国の法令等においてPIEの定義が存在しない場合、IESBA Code遵守を表明する当該国の会計事務所は、上場企業(Listed Entity)を除き、いかなる企業もPIEとして取り扱うことは求められない¹³。

上記の結果、IAASBは、トラック2公開草案に対して、IAASBの基準に従った場合と改訂版IESBA Codeに従った場合とで、実務上、PIEとして取り扱うべき企業に乖離が生じることを懸念するコメントを複数受領した。そこで、タスクフォースから、IAASBにおける今後のプロジェクトの進め方として、以下のいずれのオプションを支持するかボードメンバーの意見が聞かれた。

- オプション 1: 上場企業の定義を公に取引されている事業体 (Publicly Traded Entity)に変更する修正のみ行い、PIE の定義はIAASBの基準に含めない。この結果、当初プロジェクトで扱うことが予定されていた、ISQM及びISAにおいて上場企業の監査向けに設定されている現行の要求事項(KAM等)の適用範囲を拡大するかどうかの検討は行わない。
- オプション 2: 上場企業の定義を公に取引されている事業体に変更する修正に加え、IESBAの解釈と整合する形で、PIEの定義を含める。加えて、IESBAの解釈と整合する定義に基づき、ISQM及びISAにおいて上場企業の監査向けに設

定されている現行の要求事項(KAM等)の適用範囲を拡大するかどうかの検討を行う。

この結果、ボードメンバーの大半はオプション 1 を支持した。理由は、IESBAから示されたPIE定義の解釈の明瞭化の結果、グローバルでPIEの定義は整合しないことになるため、オプション 2 はグローバルにおける整合的な運用が実行不可能となったこと等が多く挙げられた。

(2) 今後の予定

基準の最終化承認を2024年12月に予定している。

5 テクノロジー・ポジションの承認及び予備的 ギャップ分析の実施ーテクノロジー

IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、テクノロジーによる影響についてIAASBの基準でどう対処していくのかに関するIAASBの全体方針(テクノロジー・ポジション)を設定するためのプロジェクトを2024年上半期に開始すると記載し、2024年3月会議より検討を進めている。テクノロジー・ポジションは、以下の3つで構成されている。

- 構成要素 1: テクノロジー・ポジション・ステートメント
- 構成要素 2: テクノロジー・ポジション・ステートメントを運用 するためのアプローチ
- 構成要素 3: テクノロジー・ポジション・ステートメントの適切性を継続して確保するためのプロセス

(1) テクノロジー・ポジション

前回のボード会議で受けたコメントに基づいて修正された、テクノロジー・ポジションの草案が示され、公表のための承認審議が行われた結果、ボードメンバー18名中、17名が賛成、1名が反対を示した。反対したボードメンバーは、テクノロジー・ポジション・ステートメントの内容が一般的であり、今後具体的に個別のプロジェクトを進めていく上で有益なものになっていないことを理由に挙げた。

承認されたテクノロジー・ポジション¹⁴に含まれている、テクノロジー・ポジション・ステートメントの主な内容は下記のとおりである。

- テクノロジーの使用は、財務報告やその他の外部報告のあらゆる側面に浸透している。IAASBは、監査と保証の品質を向上させるテクノロジーの変革の可能性を認識している。IAASBが公共の利益に応え、目的適合性を維持するためには、企業と業務実施者によるテクノロジーの使用の増加に対応して基準を策定することが不可欠である。
- したがって、IAASBは、新規の基準開発及び基準の改訂

を通じて、業務及び品質マネジメントシステムにおけるテクノロ ジーの適切な使用を積極的に促進し、適切な場合には奨励す ることにコミットする。加えて、IAASB は、規範性のない資料 を開発又はその開発を促進し、また、テクノロジーの使用に関 連する機会とリスクに関する洞察について、IAASBの様々な 利害関係者との継続的な対話を促進する。

- IAASBは、上記のコミットメントを実現するため、以下を実 施する。
 - ・ テクノロジー主導の革新を受け入れる。
 - ・ テクノロジーを使用する業務実施者にとって、現実にあ る又は認識されている基準内の障壁を取り除く。
 - ・ 業務におけるテクノロジーの使用に関する要求事項と適 用指針を導入する。
 - · 企業が使用するテクノロジーの影響に対処する。
 - ・ テクノロジーに関連する機会とリスクについて言及する 際、適切なバランスを保つ。
 - ・ 倫理の原則と要求事項に従う。
 - 適用の柔軟性を確保する。
 - 利害関係者との継続的な対話を促進する。

(2) テクノロジー・ポジション・ステートメントを運用 するためのアプローチ

テクノロジー・ポジション・ステートメントを運用するために、基準 のギャップ分析を行うことが予定されており、今回、スタッフが予 備的に行ったギャップ分析がボード会議に提示された。これに対 して、内容の優先順位や今後の具体的なアクション、監査証拠及 びリスク対応プロジェクトのプロジェクト・プロポーザルの草案との 関連付けが不明瞭である等、様々なコメントがボードメンバーから 挙がった。今回の議論を受けて、再度ギャップ分析が行われ、 2024年12月会議において提示される予定である。

プロジェクト・プロポーザルの承認に向けた検 討一監査証拠及びリスク対応

IAASBは、2023年12月に承認された「2024年から2027 年の戦略及び作業計画 | において、監査証拠及びリスク対応に 関する統合的な取組みを開始すると記載していた。これは、規制 当局を含めた利害関係者から、ISA500¹⁵、ISA330¹⁶、及び ISA500シリーズの特定の基準を同時に改訂することが必要と の意見を受けたことによる。今回の会議では、プロジェクト・プロ ポーザルの草案が提示され、検討が行われた。

(1) プロジェクト・プロポーザルの草案

プロジェクト・プロポーザルの方向性として、ISA500、ISA330 及びISA520¹⁷を同時に改訂する、完全に「統合 | した内容とす ることが提案された。具体的には、プロジェクト・プロポーザルの 草案は、2024年3月会議において議論されたISA330及び ISA520に関する論点と、監査証拠プロジェクトのプロジェクト・プ ロポーザルで示されていた論点を統合する形で作成されている。

提示されたプロジェクト・プロポーザルの草案については、一部 のボードメンバーから、プロジェクトで扱うアクション案について、数 が多すぎるのではないか、特に内部統制関連の部分は、基準で扱 う内容というよりは事務所のメソドロジーで扱うべきと思われる内 容も含まれており、よりハイレベルにする等整理が必要ではないか とのコメントがあった。

(2) 今後の予定

プロジェクト・プロポーザルの承認を2024年12月に予定して いる。

<注>

- 1 国際サステナビリティ保証基準 (International Standard on Sustainability Assurance: ISSA) 5000 「サステナビリ ティ保証業務の一般的要求事項」
- 2 国際監査基準 (International Standard on Auditing: ISA) 570(改訂) 「継続企業」
- 3 ISA240 「財務諸表監査における不正 |
- 4 2021年12月に国際会計士倫理基準審議会(International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) にお いて承認された改訂 「職業会計士のための国際倫理規程(国際独 立性基準を含む。)」(IESBA Code)では「Listed Entity」は 「公に取引されている事業体(Publicly Traded Entity)」に改 訂されている。
- 5 上場企業及びPIEのプロジェクトの詳細(トラック1及びトラック2 の概要を含む。)については、本誌2022年7月号記事 [国際監査・ 保証基準審議会(IAASB)会議報告(2022年3月会議)」を参照 のこと。
- 6 国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagements: ISAE) 3410 「温室効果ガス報告に対 する保証業務|
- 7 最終化された基準の説明において使用する基準の項番号は、 2024年11月12日に公表されたISSA5000に基づく。
- 8 国際品質マネジメント基準 (International Standard on Quality Management: ISQM)

- 9 ISQM1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若 しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」
- 10 業務実施者の事務所又はネットワーク事務所の別の事業所を含 む。
- 11 詳細については、本誌2024年10月号記事「国際監査・保証基 準審議会 (IAASB) 会議報告 (2024年6月会議)」を参照のこと。
- 12 ISA200 「財務諸表監査における総括的な目的」
- 13 IESBAの解釈は、2024年9月に公表された以下の改訂版 Q&Aによって説明されている。

https://www.ethicsboard.org/publications/iesbastaff-qa-revisions-definitions-listed-entity-and-publicinterest-entity-code

14 テクノロジー・ポジションは、以下のIAASBウェブサイトから入手

可能である。

https://www.iaasb.org/publications/technologyposition-statement

- 15 ISA500「監査証拠」
- 16 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 17 ISA520 「分析的手続 |

*法定監査従事者の必須研修科目 「監査の品質及び不正リスク対応」 研修教材

> 教材コード J 0 3 0 5 6 1



研修コード 3 0 0 3

履修単位 1 単位